

登録申請の年度末集中の分散対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申請が増加する年度末繁忙期間に来庁される方を極力少なくするとともに、待ち時間の短縮を図るため、下記の取扱いを行うこととしましたのでお知らせします。

記

①②③の申請について条件に一致する場合には
4月1日以降に登録手続きをした場合であっても
令和2年度の自動車税※の課税対象とはなりません。

※4月1日を賦課期日とする自動車税種別割、軽自動車税種別割

①永久抹消登録

※解体報告記録日が令和2年3月17日～31日のもので、
解体報告記録日から15日以内に登録をした場合

②移転登録＋一時抹消登録

※移転登録のみ適用

※譲渡年月日が令和2年3月17日～31日のもので、
譲渡年月日から15日以内に登録をした場合

③移転登録＋輸出抹消登録

※譲渡年月日が令和2年3月17日～31日のもので、
譲渡年月日から15日以内に登録をした場合

①～③に該当しない申請（一時抹消登録、変更登録＋一時抹消登録など）はこれまで通りの取扱いとなります。

ご不明な点は窓口でおたずね下さい

熊本運輸支局

事由発生日から15日以内となる日

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)	15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)
令和2年3月17日 のとき	令和2年4月1日 (水) までに登録
令和2年3月18日 のとき	令和2年4月2日 (木) までに登録
令和2年3月19日 のとき	令和2年4月3日 (金) までに登録
令和2年3月20日 のとき	令和2年4月6日 (月) までに登録
令和2年3月21日 のとき	令和2年4月6日 (月) までに登録
令和2年3月22日 のとき	令和2年4月6日 (月) までに登録
令和2年3月23日 のとき	令和2年4月7日 (火) までに登録
令和2年3月24日 のとき	令和2年4月8日 (水) までに登録
令和2年3月25日 のとき	令和2年4月9日 (木) までに登録
令和2年3月26日 のとき	令和2年4月10日 (金) までに登録
令和2年3月27日 のとき	令和2年4月13日 (月) までに登録
令和2年3月28日 のとき	令和2年4月13日 (月) までに登録
令和2年3月29日 のとき	令和2年4月13日 (月) までに登録
令和2年3月30日 のとき	令和2年4月14日 (火) までに登録
令和2年3月31日 のとき	令和2年4月15日 (水) までに登録

第21号様式(譲渡証明書)

譲 渡 証 明 書

次の自動車を譲渡したことを証明する。

車 名	型 式	車 台 番 号	原動機の型式

譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 移転登録の事由が発生したことを証する書面は、 譲渡証明書で、譲渡年月日が記載され、申請日時時点で 15日以内のものであること。 </div>		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;"> 令和2年3月24日 </div>	※譲渡年月日の15日以内に登録手続きが完了したもの。 記載例(令和2年3月24日)の場合は令和2年4月8日まで なお、15日後が土曜・日曜の場合は翌月曜日まで	
備 考		

(日本工業規格A列5番)

(注) 型式の変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入すること。